

横浜市中小企業振興基本条例に基づく平成22年度の取り組み状況について

物品及び委託契約における市内中小企業者の発注機会の増大

1 平成22年度の受注機会増大に向けた取組

総務局では、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、物品調達及び委託業務にあたって、市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内中小企業者の入札参加機会の確保を進めてきました。

その結果、22年度の契約実績に占める市内中小企業者への発注件数割合は84.1%と、21年度の72.1%と比べ、12.0ポイント増加しました。また、金額についても、21年度の50.8%から22年度は71.4%となり、20.7ポイント増加しました。

市内中小企業者への発注状況（総務局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績										
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数	金額	件数	金額	
平成22年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	477	85.2	12.7	61,245	71.3	13.2	560	85,894	116	106,575
	委託	100	79.4	8.6	75,676	71.5	26.4	126	105,819	170	2,132,178
	合計	577	84.1	12.0	136,921	71.4	20.7	686	191,713	286	2,238,753
平成21年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	431	72.4	—	66,057	58.1	—	595	113,726	78	101,350
	委託	92	70.8	—	67,095	45.2	—	130	148,557	195	2,258,092
	合計	523	72.1	—	133,152	50.8	—	725	262,283	273	2,359,442

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの

2 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

市内中小企業者以外へ発注する場合は、当該事業者を選定する理由書を添付するなど、市内中小企業者への発注を確認し、さらなる受注機会の確保に取り組めます。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約締結分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計		
		市内中小企業契約実績					件数	金額	件数	金額	
		件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率					前年度からの増減
平成22年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	105	89.7	5.3	185,897	82.8	16.4	117	224,528	23	1,860,348
	委託	9	90.0	▲10.0	232,605	90.0	▲10.0	10	258,330	6	22,772
	合計	114	89.8	3.8	418,502	86.7	11.9	127	482,858	29	1,883,120
平成21年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	98	84.5	—	188,866	66.4	—	116	284,574	21	2,089,074
	委託	12	100.0	—	94,957	100.0	—	12	94,957	8	24,619
	合計	110	85.9	—	283,823	74.8	—	128	379,531	29	2,113,693

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの